

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会の議事の概要等

1. 日時及び場所

日時：平成22年2月26日（金）10：00～11：30

場所：農林水産省第2特別会議室

2. 出席委員（敬称略）

委員：岡本明子、鈴木宣弘（部会長）、三村優美子、浅野衛、安倍澄子、佐々木伸雄、
近見正彦、永木正和

家畜共済小委員会座長：田口 清

3. 会議の概要

（1）部会の運営について

部会長から、「審議会は公開が原則となっているが、本日審議する諮問事項は、動物用医薬品の製造業者等の利害に関係する内容を含んでいることから、委員の皆様の自由かつ公平な発言を確保する上で、会議は非公開とする。ただし、極力、情報を公開していくという観点から、議事の概要等について、発言者の名前を伏せて農林水産省のホームページで公表したい。また、公表の内容については、部会長に一任いただきたい」旨を諮り、了承された。

（2）制度の概要等説明

事務局から、家畜共済制度の仕組みと農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢について、説明が行われた。

（3）制度の概要等に関する主な発言内容

委員：産業動物を診る獣医師が減少していたり、高齢化しているということを聞いている。獣医師と農家がともに生きる道を示す必要がある。

獣医師がある日突然いなくなってしまうことがないか心配である。人間の医療では、たらい回しにあったりするとニュースになって、小児科医の処遇

改善の話が出たりするが、獣医師にはこのような話はないのか。

使命感に燃えている獣医師もいると思うが、善意やボランティアでは続かない。どこで議論すべきなのかわからないが、ある日突然瓦解することのないように産業動物獣医師確保の仕組みが必要と思う。

委員：確かに産業動物獣医師がやや不足しているのは事実である。やはり人間の医師と同じで過疎地・遠隔地には獣医師も行きたがらない。このことへの対応としては、給与体系などの処遇改善はもちろん必要であるが、大学としても学生への教育等を含めその必要性の周知に努めている。

むしろ今一番不足しているのは自治体の公衆衛生分野の獣医師職員である。公衆衛生分野は、例えば食肉の検査、BSEの検査、鳥インフルエンザの検査など、食の安全の根本の分野であり、獣医師職員の確保に向けて各自治体も処遇改善に取り組んでいるところである。

共済獣医師の処遇改善も必要であるが、ご心配のように突然産業動物獣医師がいなくなるということはないと思う。

事務局：今、処遇改善の話がありましたが、仮にそのために診療点数を上げるとなると、農家の掛金負担の増大につながってきます。農家負担について国の助成をより手厚くできないかという声もありますが、なかなか今の財政事情では難しい。過疎地への対応については、往診の評価にも関わる問題として認識しています。

産業動物獣医師の確保については、団体にもご協力いただき、学生を対象とした研修を受け入れてもらっています。

また、診療から一時的に離れている獣医師の復職研修事業も行われており、確保のための取組が行われているところです。

ご意見を踏まえ、団体と協力し、引き続き検討したいと思います。

委員：22年度の予算で、掛金国庫負担金は40億円減ということだが、事業への影響はないのか不安を感じている。22年度から米の戸別所得補償がモデル的に導入されるが、そもそも災害補償と戸別所得補償は別物であり、その役割はきちんと区別して考えるべきである。

行政刷新会議の評価側のコメントを見ると「当然加入制を見直すべき」という意見も見られる。事業の縮小が、積極的に危険回避の対策を講じる農家

が脱退し、危険回避に無頓着な農家ばかりが残る、いわゆる「逆選択」やリスク負担を軽減する策がなくなることによって生産者の「経営意欲の減退」等を招かないように十分に配慮して制度の見直しを進めていただきたい。

事務局：委員ご指摘のように、農業災害補償制度は災害対策ということで、個々の被災農家の損失を補てんするものであり、一方、米の戸別所得補償制度は全国一律に米の生産費と販売価格の差額を補てんするもので、基本的には両者は重複しません。ただ、戸別所得補償を本格実施する場合は、いろんな細かい調整措置を入れる可能性があり、農業災害補償制度と重なりが出てくる場面があるかもしれないということで、平成22年度のモデル事業の実施状況を見ながら、本格実施の検討をすることとなっています。その際には、農業災害補償制度の見直しも不可避との考え方があります。そうした中、昨年末の予算編成過程で行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえて、戸別所得補償制度の本格実施にあわせて、農業災害補償制度も抜本的に見直せという話が出たことから、もともとその必要性もあるという中で、国の財政事情も非常に厳しく、色々細かいところを見ていくともっと効率化できるところもあるのでないか、という指摘もあり、その本格実施に併せて、22年度に制度の見直しをすることになろうかと思います。最も早いスケジュールで進むと、24年度、24年4月からの施行ということになる。それを目指して今後色々と検討していきます。

掛金国庫負担については、特別会計に一般会計より掛金国庫負担金の予算を入れて農家の掛金負担を減らすという仕組みをとっています。ただ、掛金国庫負担分の予算を特別会計に入れても、実際の被害状況は年によって異なりますし、任意加入の場合、当然加入とは違って、予算上の額と実際に使われた掛金負担の金額が多少変わることがあります。そうした余剰が少しありましたので、厳しい財政事情でもあり、それを使って予算の削減に対応したところです。

今般の制度見直しは、より農家のニーズにあった、それも効率的で無駄のない制度を考えていかないといけない状況にあります。

委員：制度として見直しをする必要があるならば、それはぜひ進めていただきたい。事務経費や組織運営のあり方など抜本的に見直しをして、よりスリムに

機動的にさせていただくということだと思うが、私はこの際、共済制度の目的というものをもう少し明確にする必要があるのではないかと思います。

先ほど他の委員からも獣医師の問題等について指摘があったが、現行の農業共済制度には国として不可欠の災害補償あるいは家畜の医療体制保持の部分と病傷事故のように本来農家自らリスクをマネジメントすべき部分とが混在しているように思う。これまで基本的にはうまく運営されてきたが、今後、国の関与を外していい部分とむしろ強めていくべき部分とに区分することができるのではないかと、その点を検討していただきたい。

獣医師の方に対する基本的な対応も含め、今後、外部の方に説明していくに当たっては、より高い説明性が求められると思うので。

事務局：家畜共済については、ご指摘のように他の収穫共済とはちょっと違う面があり、その扱いについて事務方としてもどうしたものかと考えているところです。

また、委員ご指摘のように、制度全体を見直せと言われている中で、今までどおり混在させていっていいのか、それとも明確に分けて整理した方がいいのか、そういったことも検討させていただきたい。具体的には政務三役のご判断を仰ぎながら進めていきたいと思います。

委員：獣医師の話があったが、宮城の連合会では45名の獣医師を抱えており、診療所3カ所、研修所1カ所で診療を行っている。

幸いなことに、うちの連合会は獣医師の募集をするとかなり多くの応募がある。4つの大学の実習生を受け入れているが、なるべく現場の先輩獣医師と一緒に診療に出てもらおうようにしている。先輩獣医師が一生懸命やっている姿を見て感動して産業動物獣医師を希望する者が多い。女性獣医師も現在9名在籍している。連合会の獣医師から岩手大学の教官になった獣医師も2名いる。

今、農済団体では、役員の定数削減・報酬カットに、全国的に取り組んでいる。当県は8組合あるが、農水省のガイドラインに沿って、すべての組合で役員の削減と報酬カットに取り組んでいる。

いろいろ議論はあるだろうが、今年も全国で約1千億円の共済金が支払われると聞いている。食料自給率云々の議論に併せ、どのようにセーフティー

ネットを発揮するののかについても議論する必要がある。無駄なものは削りつつ、残すものは残していかないと、結局そのツケは国民に回ってしまう。

私どもとしては、農水省の指導を受けながら、きちっと現場で取り組んでいく。

委員：22年度から実施される戸別所得補償は、米というより水田の有効活用をねらったのものと理解しているが、こうした所得補償をすべての農産部門に導入することは予算的に大変厳しいと思う。いかに整合性、体系性を持って、これらの検討を進めるのか。また、これからの日本の農業経営について、農林水産省としては、どのような経営モデル、どの程度の所得水準を想定しているのか、分かっている範囲で教えてほしい。

事務局：私ども（保険課・保険監理官）が直接担当しているわけではありませんので、知っている範囲でのお答えということでご了解ください。

戸別所得補償は基本的に生産費と販売価格を比べて、生産費が販売価格を上回っているものについて、その差額部分を穴埋めするという思想であり、そのためそういう状況にある品目が対象となります。つまり、米、麦、大豆などが対象となります。

一方、果樹などは生産費よりも販売価格の方が高いので、戸別所得補償の考え方では同じような措置はできません。そういうことを踏まえて、果樹とか野菜については、何らかの新たな施策で農家のセーフティネットを検討していこうという方向です。基本的には米で先行してモデル事業が行われるので、その状況を踏まえ、その成果を分析しながら、どんな方法が良いか検討していくことになると思います。

家畜も現在、マルキンなどいろんな施策が講じられています。それをベースに考えるのか、また戸別所得補償の考え方を踏まえて何か考えるのか、いろんな考えがあると思いますが、家畜も生産費より販売価格の方が上回っているので、戸別所得補償の基本思想には該当しません。それぞれの制度にこれまでの経緯があるので、そうした実態を踏まえた上で、必要なセーフティネットを構築することになると思います。

委員：全体の見直しの関係で、人件費抑制、効率化という名の下に物事が進められているが、動植物を相手にする職業というのは、効率性だけで物事を判断

できない点がたくさんある。そういう点を、国民にどのように知ってもらいか考えていかなければならない。ワーキンググループの議論は、費用対効果について、製造業をベースに考えている。それと同レベルの考えでは、農業は太刀打ちできない。特に畜産の場合は過疎地で仕事をしている人が多く、その中で環境が守られている、災害から守られているという視点が必要である。そうした点を踏まえながら、災害の問題、共済制度のあり方を考えてほしい。効率化の名の下にそういう方たちを削減していくことには慎重になってほしい。統計でアウトソーシングを1年間やった中で、思いがけない問題が色々出ている。外注先から正確なデータがあがってこず、結果、逆に統計部の職員の対応が非常に多くなったということもある。効率化は必要であるが、一次産業の特性を踏まえて、見直しの検討を進めていただきたい。

委員：農業共済は24年度に向けて見直さなければならない状況であるという話、また、その見直しに際しては、農業共済の目的を明確にすべきという発言があった。農業共済に対する国の関与の仕方は最も重要なところであるが、個別の農業共済の中身、例えば、掛金に対して国が補助する、あるいは再保険の仕組みなど、国の関与の仕方にも色々ある。農業共済の目的という大きな観点からの原理原則的な国の関与の仕方と、個別の農業共済にかかる国の関与の仕方があるわけで、それぞれについて国の関与の仕方、こういう場合は民間の保険理論で行くべき、この場合はある程度国の関与で行くべきという細かなところまで、この際検討していただきたい。

農業共済の話ではないが、例えば社会保険の場合、「社会保険とはこうなっている。こういう理由があって、国の関与が必要である」と国側は説明しているが、農業共済制度は従来の伝統というかやり方が長く続き、こうしたことがさほど検討されることなくやってきたのではないかという気がする。見直しの際には是非検討いただければと思う。

部会長：今後色々見直しが行われるということなので、今ご指摘いただいた視点を考慮に入れて検討を進めていただきたいと思います。

(4) 諮問事項の説明

諮問について

事務局から、次の諮問事項について、説明が行われた。

(諮問事項)

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法並びに収載する医薬品の考え方について

※ 家畜共済小委員会で専門委員により調査・審議されており、小委員会座長より結果報告が行われた。

(5) 審議における主な発言内容

委員：よく農薬の方でポジティブリスト制度の導入によって、使用できる薬剤が減った、ちょっとしか使われないものは作られず、農薬の種類がなくなって困ったという話を聞くが、獣医師が扱う家畜用の医薬品についてはどうか。似たような話はないのか。

90%バルクラインの話があったが、薬の購入価格については診療施設の規模によって差があると思う。小規模な診療施設は仕入価格が割高になりがちで、使用期限切れのリスクもあると思うが、そのリスクは誰が負っているのか。

薬価基準表はインターネット上で閲覧可能か。毎年改定されているが、どのような扱いになっているのか。

事務局：割高で仕入れるしかない地域のことも考慮して、90%バルクラインの価格であればほぼ適正に購入できるものとして従来より行っています。あまり極端に離れていることはないと思います。

薬価基準表のインターネット上での公表については、公表するよう検討します。

小委座長：(ポジティブリストについて) 現場の獣医師は、「薬が使いにくい」という感想を持っているが、診療に著しい支障が出ているわけではない。やはり残留問題や食の安全につながることであり、理解して使用している。

90%バルクラインについては薬価の算定の問題であり、小委員会でも議論になった。過疎地・遠隔地だと、高く買うことになりがちである。購入価格のばらつきがどの程度なのか、過疎地の診療施設でどの程度損失があるのか調査すべきと思う。厚生労働省は昔はバルクライン方式で薬価を算定してい

たが、今は方法を変えている。90%バルクラインについては検討すべきと思うが、今年は従来どおりとした。

部会長：今議論した、購入価格のばらつきの調査はやっていただくということによっていいか。

事務局：ご意見を踏まえ、どのような方法があるかを含めて検討していきたい。

委員：購入価格のばらつきについて調査を行うのはいいが、共済の制度上、過疎地・遠隔地だからといって特別に配慮するのは難しいのではないかと思います。

委員：動物用医薬品を供給する製薬会社の負担は大きくないのか、会社が潰れるといったことはないのか。

小委座長：マーケットが小さいため、新しい医薬品の開発に大きく投資することは厳しい状況であると思う。ただ、このご時世で、製薬会社もどんどん合併して大きくなっているので、倒産することはないと思う。

委員：マーケットが小さいと、新薬開発等のインセンティブも働かないだろう。

購入単位や購入の組織が小さいところと大きいところがあるようで、今後調査されるようだが、流通経路についても考慮すべき。

在庫について話があったが、過疎地や使用量の少ない地域への供給システムはうまく機能しているのか。業界再編によって、かつてあったローカル卸も集約される方向にあり、物流センターもかなり統合され、きめ細かい対応ができなくなっている。人間の医薬品の供給システムは問題ないと思うが、動物用医薬品の供給システムについては、課題も出ているかもしれないので、これから実態を調査していただきたい。

委員：今の点について若干実情をお話しすると、薬剤の管理は各診療施設とも相当工夫している。私の大学の診療施設でも、在庫を減らし、かつ在庫切れを生じさせないよう体制整備を進めている。管理会社が入ったり、卸が医薬品の管理を代行して行うこともある。調査をすること自体はいいと思うが、結果として一律の方式にならないのではないかと思います。

卸の話があったが、今もちゃんと歩いて各施設や農家を廻っている卸は多い。供給はできていると思う。

委員：私は、女性農業者の知り合いが多いが、彼女たちが心がけているのは、家畜の病気予防である。常に努力されている。ひとつ教えていただきたい

のだが、使用した医薬品が農家の経営コストに占める割合はどの程度なのか。

委員：医薬品の割合というのは、わからないのでないか。

委員：医薬品も決して安いわけではなく、経営コストの中でも相応の割合を占めているのでないかと思う。そうした中、頑張っている畜産農家がいることを知って欲しい。農業の価値を効率性で判断するのは誤りである。畜産農家は過疎地域でがんばって、地域の維持に貢献している。そうした農家を効率化の名の下に切り捨てるべきではない。

（６）審議結果

審議の結果、諮問事項については、適当と認める旨議決し、農林水産大臣あて答申することとされた。

４．配付資料

- ・ 資料１ 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会会議次第
- ・ 資料２ 座席表
- ・ 資料３ 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会委員等名簿
- ・ 資料４ 家畜共済制度の概要と仕組み
- ・ 資料５ 農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢
- ・ 資料６ 諮問文（写）
- ・ 資料６－１ 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法並びに収載する医薬品の考え方（案）
- ・ 資料７ 参考資料
- ・ 資料８ 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会家畜共済小委員会報告概要
- ・ 資料９ 関係法令等